

特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域の解除等の早期見通し及び環境整備を求める  
意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下「原子力発電所事故」という。）に伴う帰還困難区域内で、特定復興再生拠点区域から外れた地域として、福島県双葉郡富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び相馬郡飯舘村の一部地域（以下「当該地域」という。）が該当しており、帰還の見通しが立たない状況となっている。

当該地域は、原子力発電所事故発生から10年を迎える現在も、国においては除染や避難指示解除の具体的方針が示されていない。

当該地域の住民からは、除染や家屋解体、土地利用などの見通しについての早期明示を求める声が多いのが実情であり、また、特定復興再生拠点区域から外れた疎外感を持っている住民も少なくなく、町村内や地域内での住民同士の分断の助長を指摘する声もある。

よって、国においては、当該地域の具体的な除染や避難指示解除の具体的方針を早期に明示するとともに、原子力発電所事故に伴う特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域が全て解除され、住民が一日も早く故郷に自由に行き来できるよう環境を整備することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月19日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
経 済 産 業 大 臣  
環 境 大 臣  
復 興 大 臣  
宛 て

福島県議会議長 太田 光秋